

第 2 4 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日（金）

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第95号から第98号)
日程第4 議事(議案第101号から第104号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 舟木 康真

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出 席 委 員 (22人)

1 番	石庭 文男	3 番	熊西 忠治
4 番	土合 正夫	6 番	山下 隆之
7 番	横山 實	8 番	石井 寿男
9 番	前花 敏子	10 番	山崎 秋夫
11 番	永森 薫	12 番	三島 博
13 番	大松 治雄	14 番	舟木 康真
15 番	杉森 雅弘	16 番	山本 久雄
17 番	水元 睦雄	18 番	前田 進
19 番	向井 隆一	20 番	山谷 孝芳
21 番	田中 智浩	22 番	佐伯 洋作
23 番	橋爪 秀夫	24 番	永野 邦夫

欠 席 委 員 (2人)

2 番	山崎 良吉	5 番	中井 敏男
-----	-------	-----	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第95号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第96号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第97号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第98号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第102号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第103号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第104号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫
主 任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後1時58分

議長(舟木会長)

ただいまから、第24回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「2番 山崎委員」「5番 中井委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

— 議事録署名委員の指名 —

議長(舟木会長)

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「4番 土合委員」「6番 山下委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

— 会 期 の 決 定 —

議長（舟木会長）

それでは、日程第２の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定します。
以上で日程第２を終わります。

— 報 告 —

議長（舟木会長）

次に、日程第３ 報告事項に入ります。

— （報告第９５号の説明） —

議長（舟木会長）

それでは報告第９５号 農地法第３条の３第１項の規定による届出の
受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

— （報告第９６号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第９６号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第 2 第 2 号の規定により専決処分
いたしましたので、ご了解をお願いします。

— （報告第 97 号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第 97 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第 2 第 2 号の規定により専決処分
いたしましたので、ご了解をお願いします。

— （報告第 98 号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第 98 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

— （議案第101号説明・表決） —

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書の7ページをご覧ください。
今回は3件ございます。

【議案第101号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった3件のうち、1番と2番は経営規模拡大を目的とする所有権移転。

3番は親子間で共有しておられる農地について、その持分を子に生前贈与するものです。

これらはいずれも農地法第3条第2項には該当しないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

議案第101号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第101号農地法第3条の規定による許可申請については許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— （議案第102号 説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第102号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書8ページの議案第102号をご覧ください。
今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第102号を議案書をもとに朗読】

受付番号の1番は農家住宅敷地の拡張を目的とする申請です。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番の件について前花委員よりお願いします。

前花委員

議案第97号の1番について説明します
申請者は農家の次男坊で、現在は妻と子の3人で暮しております。
現在の家は昭和52年に、本家の今は亡き父親が建てたもので、建築後30年余りが経過していることから、先ごろリフォームをされました。
その際に、家の公図と登記簿を確認したところ、現在駐車場として使用している敷地の一部が農地のままであることが判明いたしました。

当時、父親が農地法についての知識がなかったことから、このようなことになってしまい、深く反省をされております。

今回の申請にあたっては、始末書も添えられており、転用による周辺農地等への影響はないと思われ、関係土地改良区並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第102号の1番について、説明をさせていただきます。

申請地は資料の位置図にありますように、周囲を●●集落の住宅地と近接しており、農地の広がりも10アールにも満たない程度の僅かな広がりであることから、これを2種農地と判断します。

今回の目的は住宅敷地を拡張しようとする転用であり、目的等についても別段問題はないものと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第102号農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第102号については、許可相当と認め、富山県知事あて送付することに可決されました。

— （議案第103号 説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第103号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書9ページの議案第103号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は7件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第103号を議案書をもとに朗読】

受付番号の1番は一般住宅敷地への転用を目的とする申請
2番は農家分家住宅敷地への転用を目的とする申請
3番は一般住宅敷地の転用を目的とする申請
4番は農家分家住宅敷地への転用を目的とする申請
5番は病院の駐車場への転用を目的とする申請
6番と7番は農家分家住宅敷地への転用を目的とする申請

以上です。

議長（舟木会長）

以上、事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番の件について橋爪委員よりお願いします。

橋爪委員

議案第103号の1番について説明します

譲受人は現在、●●市内に勤務し、妻と子の3人で●●市内の
アパートに暮しております。

これまでは子供も小さかったことから、現在のアパートでも不自由は
感じなかったそうですが、子供の成長とともに手狭になってきたこと
から家族で話し合った結果、将来の両親の老後の面倒や農作業を手伝う
際にも便の良い、実家近くの父親所有の農地を転用して住宅を建てる
ことになりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並び
に土地改良区、生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番と3番の件について、横山委員よりお願いします。

横山委員

それでは、議案103号の2番について説明します。

譲受人は●●市●●地内のアパートに妻と子供とともに暮らしており
ます。

これまでは子供も小さかったことからアパート暮らしでも不自由は
感じなかったそうですが、子供の成長とともに手狭になっていること
から、家族で話し合った結果、将来の両親の老後、子育てに実家の協力

も得られ、さらに農作業を手伝うのにも便の良い、実家近くの父親所有の農地を転用して住宅を建てることになりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係土地改良区並びに生産組合等の同意も得られております。

ひきつづき3番について説明します。

こちらについては、一般住宅敷地への転用を目的とするものです。

譲受人は現在、射水市内のアパートで妻と2人の子供と暮らしております。

これまでは子供も小さく、アパート暮らしでも不自由は感じなかったそうですが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、家族で話しあった結果、実家近くの父親所有の農地を転用して住宅を建てることになりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4番の件については、山崎良吉委員より説明をいただくところですが、本日は欠席されておりますので、事務局より代わって説明を願います。

事務局(安元)

議案第103号の4番について説明します。

譲受人は射水市内の賃貸マンションに妻と2人の子供と暮らしております。

来春、第2子が誕生する予定であり、出産後に現在のマンションでは手狭となることが予想されるため両親と話し合った結果、子育てに協力を得られ、農作業を手伝うのにも便の良い、実家近くの父親所有の農地を転用して農家分家住宅を建てることになりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないものと思われ、地元自治会並びに生産組合関係土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

5番の件について、三島委員より説明をお願いします。

三島委員

議案第103号の5番について説明します。

譲受人は●●地内で総合病院及び診療所を開設する医療法人です。

このほど、病院敷地内にある駐車場を利用して高齢者福祉住宅施設を建設することになりました。

このため不足する駐車場の代替地として、隣接する農地を駐車場に転用しようとするものです。

この申請については、平成24年5月の総会で審議をいただきましたが、申請者側の都合により、これを一旦取り下げられました。

今回、計画の一部を変更し、必要な手続きを完了したことから、あらためて申請をされたものです。

転用による周辺農地への影響はないものと思われ、地元自治会並びに生産組合、関係土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

6番の件について、永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第103号の6番について説明します。

譲受人は平成22年に結婚し、しばらくの●●の実家で同居していましたが、翌年出産のため●●市内にある妻の実家近くの賃貸住宅に移り住み、以来、妻と子供の3人で暮しております。

これまでは、子供も小さかったことから賃貸住宅でも不自由は感じなかったそうですが、現在では手狭になっており、家族で話し合った結果子育てに協力を得られ、農作業を手伝うのに便の良い、実家近くの父親所有の農地を転用して住宅を建てることになりました。

ところが、申請地には以前に農地転用の許可を受けないまま建築した車庫が建っており、これについては近く取り壊す予定とのことですが、農地法についての知識がなかったこととはいえ、深く反省をされております。

議長（舟木会長）

7番の件について、永森委員より説明をお願いします。

議案第103号の7番について説明します。

譲受人は平成19年に結婚し、土合地内の妻の実家に近い賃貸住宅に妻と子の4人で暮しております。

これまでは、子供が小さかったことから現在の住まいでも不自由はなかったそうですが、現在では家族も増え手狭になってきたことから家族で話し合った結果、子育てに両親の協力を得られ、農作業を手伝うのに便の良い、実家に隣接した父親所有の農地を転用して農家分家住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないものと思われ、地元自治会、生産組合、関係土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、順に説明をさせていただきます。

まず、1番についてです。

申請地は10ha以上の一団の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用は一般住宅敷地とするもので、計画内容についても別段問題はないと判断され、集落との接続要件も満たしていることから、やむを得ないと考えます。

続いて2番です。

申請地は10ha以上の一団の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

申請地は集落とも接続しており、転用目的や利用計画についても別段問題はないと判断します。

つぎに3番についてです。

申請地は上水道と下水道管が埋設された、幅員4m以上の市道の沿道にあり、●●小学校まで約470m、●●保育園まで約200mの位置にある農地であることから、これを3種農地と判断します。

3種農地は原則許可となります。

つづいて4番です。

申請地は上水道と下水道管が埋設された、幅員4m以上の市道の沿道にあり、●●保育園まで約330m、●●コミュニティセンターまで360mの位置にあることから、これを3種農地と判断します。

3種農地は原則許可となります。

つづいて5番です。

申請地は10ha以上の一団の区域内にある農地であることからこれを1種農地と判断します。

議案書に記載しておりますが、本申請地は農振農地用地からの除外手続も既に完了し、既存敷地の拡張を目的とする許可基準も満たしております。

さらに、利用計画等についても別段問題はないと判断され、転用はやむを得ないと考えます。

つづいて6番です。

申請地は上水道と下水道管が埋設された、市道の沿道区域内にあり、「●●小児科医院」まで約240m、と「●●クリニック」まで約480mの位置にあることから、これを3種農地と判断します。

3種農地は原則許可となります。

最後、7番についてです。

申請地は10ha以上の一団の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

また、備考欄にも記載のとおり農振農用地区域内にあり、現在、除外手続中です。

転用目的は農家分家住宅敷地であり、集落との接続要件も満たし、利用計画も別段問題はないと判断できることから、転用はやむをえないと考えます。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第１０３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第１０３号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第１０４号 説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第１０４号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

なお、本議案中、私舟木と熊西委員が当事者である案件が含まれておりますので、農業委員会法第２４条の規定に基づく議事参与の制限により、退席させていただきます。

それでは、審議終了までの間の議事進行を前田会長職務代理にお願いします。

（舟木会長と熊西委員が退席後、再開）

前田会長職務代理

本議案の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、宜しくお願いします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による案件は１議案６７件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

議長（前田会長職務代理）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

佐伯委員

15ページの203番について教えてください。

受け手の●●さんは、こういった経緯で、近くでもない●の●●さんの農地を新規で耕作されることになったのですか？

事務局（安元）

貸し手の●●さんは、借り手の●●さんの親戚にあたり、自作面積も多いことから、話し合いの結果、1年間に限り●●さんが耕作を受けることになったそうです。

佐伯委員

わかりました。

田中委員

19ページの514番から516番についてお願いします。

借り手の農事組合法人●●の賃貸料が一反あたり19,000円になってますね。

これは、市の農業委員会で示している農地標準賃貸料よりも高い料金ですよね。下地区は水田協議会で独自に定めた小作料を適用されているということなので、下地区の農地であれば、それで納得できるのですが、今回のような、下地区以外でも、これだけの高い賃貸料で耕作されることになれば、だれだって高い方に預けようと思いますよね。

実際に私もこの近くの田を請け負っているのですが、こんなに高い金額では請け負っていません。

市で示した標準小作料という一つの日安があるのだから、下地区以外の農地だけでも、その範囲内でいただけるよう関係機関から話してもらえないものですか。

これだと、地元の認定農家が育たないと思いますよ。

向井委員

田中委員の言っておられることは十分に理解できます。

ただ、これ以外に下地区外で請け負っておられる農地をどのような契約で耕作されてるのか、直接、受け手の●●に聞いてみないとわかりません。

議案書を見ますと、これらの貸し手はすべて下地区に住んでおられる方ばかりですよ。

●●も下地区以外の方が所有する農地は受けていないように聞いているので、それ以外の分を請け負って地元の認定農家に影響を与えるようなことはないと思います。

議長（前田会長職務代理）

田中委員さん、ご理解いただきましたでしょうかね。

田中委員

わかりました。

議長（前田会長職務代理）

そのほかに質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（前田会長職務代理）

それでは直ちに採決します。

議案第104号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（前田会長職務代理）

挙手全員であります。

よって、議案第104号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

それでは、事務局より舟木会長と熊西委員さんに着席をいただくように伝えて下さい。

（舟木会長と熊西委員が着席後に再開）

議長（舟木会長）

前田会長職務代理、議長の職を務めていただきありがとうございました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第24回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時19分

その他報告事項

① 次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成26年1月10日（金）午前10時30分から
射水市役所 布目庁舎301号会議室

② 農業委員会選挙人名簿登録申請書の配布と回収について

議 長 舟木 康真

署名委員 土合 正夫

署名委員 山下 隆之

第二十四回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十五年十二月 四 日
至 平成二十五年十二月二十七 日